

## マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策方針

富山県信用組合（以下「当組合」）は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下「マネロン等」）対策を経営において重要課題の一つとして位置づけ、態勢整備に取り組みます。

### 1. 運営方針

当組合は、マネロン等対策を経営において最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与リスクに対し、組織体制を確立し、適切に対応できる管理態勢の構築に努めます。

### 2. リスクベース・アプローチに基づく顧客管理

当組合は、直面しているマネロン等対策に関して、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、自らが提供する商品・サービスや取引形態等をふまえマネロン・テロ資金供与リスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を実施します。

### 3. 顧客管理

当組合は、顧客情報や取引内容等の調査、確認を法令に基づき適正に行い、継続的な顧客管理を実施します。

### 4. 疑わしい取引の届出

当組合は、犯罪収益移転防止法及び外国為替及び外国貿易法に基づく取引時確認を行い、営業店からの報告、または取引モニタリングにより「疑わしい取引」として的確に検知・監査し、速やかに当局に届出を行います。

### 5. 役職員の研修

当組合は、マネロン等対策研修を継続的に実施し、役職員の知識の習得や意識の向上を図ります。

### 6. 遵守状況の監査

当組合は、マネロン等対策において、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その結果をふまえ、更なる改善に努めます。